

農地中間管理事業を 活用しましょう!

農地の貸し借りの新たな仕組み

農地を 貸したい人

- 高齢等でやむなく農業を継続できない人
- 後継者の目処が付かない人

山口県農地 中間管理機構

貸したい人から農地を借受けて
借りたい人にまとまりのある形で
農地を貸し付けます。

農地を 借りたい人

- 農地を借りて、規模を拡大したい人
- 農業を始めたいので、農地を借りたい人

市や町・農業委員会などと連携



- ① 農地を借受けます。 ※賃貸借、使用貸借による権利を設定
- ② 必要に応じて、借受農地の保安全管理を行います。
- ③ 借りたい人がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。



農地中間管理事業に対するご相談・お問い合わせ先

山口県農地中間管理機構 (公益財団法人 やまぐち農林振興公社)

〒753-0821 山口県山口市葵二丁目5番69号
TEL:083-924-0067 FAX:083-924-5719 E-mail:nouchi@y-agreen.or.jp

農地の貸し借りの手続き

機構に農地を貸したい人は



① 貸付の相談

機構または市町農政担当課で随時相談してください。

② 登録申請書の提出

機構への「貸付希望農用地等登録申請書」を市町農政担当課に提出します。

③ 貸借の協議

機構から農地を借りたい人は



① 借受希望者募集への応募

機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。募集は、原則年間を通して行います。

② 応募者の公表

応募した方の氏名、応募内容等を整理し、農地中間管理機構のホームページで定期的に公表します。

③ 貸借の協議

マッチング (協議成立)

人・農地プランなど、地域における話し合いを元に合意形成を図り、出し手と受け手を結びつけます。

出し手

契約

機構

契約

受け手

Q & A

Q1 貸付希望登録する農地の基準はありますか。

A1 「農業振興地域内の農地であること」、「再生不能と判断される遊休農地など利用困難な農地でないこと」等を基準としています。

Q2 貸付希望登録すれば機構は必ず農地を借り受けてくれるのですか。

A2 原則2年間受け手を探しますが、受け手が見つからない場合は借受できません。受け手が見つかった場合以外は、申請者へ連絡することはありません。

Q3 受け手が決まっている場合でも、登録が必要ですか。

A3 原則必要ありません。受け手が一定の基準を満たしていれば、すぐに市町農政担当課で借受の手続きができます。

Q4 貸付希望登録すれば農地を管理してくれますか。

A4 登録しても、受け手が見つかるまでは、「農地の管理」は、従来どおり土地所有者でお願いします。

Q5 機構へ貸し付けた農地はどうなりますか。

A5 契約期間終了で、必ず農地は返還します。

Q6 機構の借入期間は定めがありますか。

A6 原則10年以上の借入期間としています。ただし事情がある場合には5年以上も可としています。

Q7 機構からの貸付先はどのようになっていますか。

A7 地域農業の将来を、安定的に担っていただける方に貸し付けます。具体的には、
①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④人・農地プランの中心経営体 ⑤水田フル活用ビジョンの担い手 ⑥市町の推薦者

農地中間管理事業のメリット

機構集積協力金の支援 [要件等は市町でご確認ください]

① 地域集積協力金

地域内の農地を機構へ貸し付けた「割合」に応じて「地域」に交付されます。

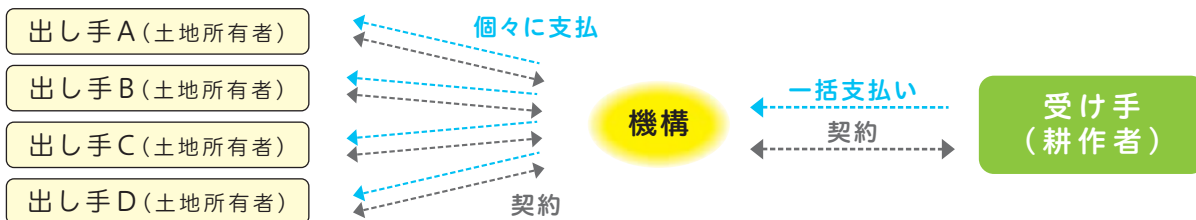
② 経営転換協力金

やむを得ない離農や、経営の柱としていた作物を一部やめる場合(部門減少)に、機構を経由して「担い手」に農地を貸した土地所有者に交付されます。

③ 耕作者集積協力金

借受希望者が経営する農地に隣接する農地や、2筆以上の団地の農地を、機構を経由して担い手へ貸付けた場合、農地の所有者又は従前の耕作者に交付されます。

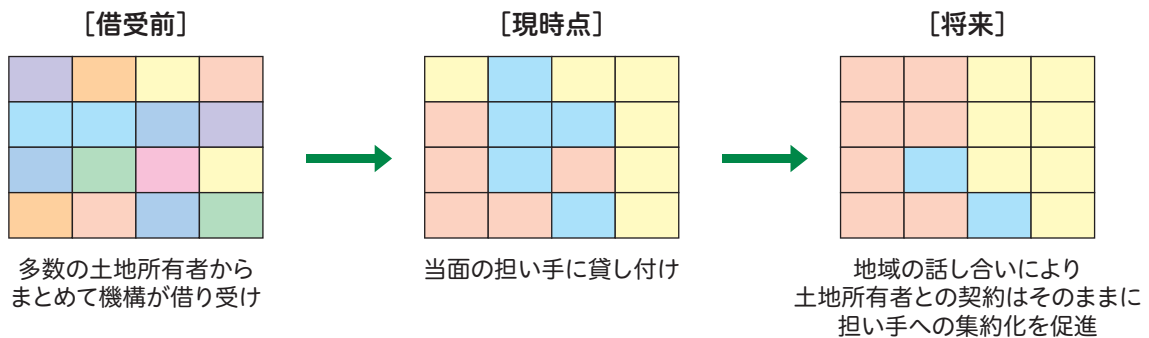
賃借料支払いの効率化



※受け手が土地所有者に直接届けることができるのであれば、「物納契約」も可能です。

地域の将来を見据えた農地利用の効率化

経営地が分散している経営者が多い地域や、担い手が高齢化した地域では、最も適切な「担い手」に農地を「受け継いでいく」ための話し合いが望まれます。その際、機構を活用した地域では、土地所有者との契約はそのままに、機構から受け手への契約を変更することでスムーズに利用権が移行できます。



農業者年金受給・税制上の優遇等 [要件等は市町農業委員会でご確認ください]

出し手(土地所有者)が機構へ農地を貸し付けた場合、「仕組み」として次の優遇措置があります。

○農業者年金(経営移譲)受給希望の場合

機構は「適確な貸付先」ですので受給出来ます。また、後継者へ経営移譲済み(後継者に利用権設定済み)の場合で、機構へ預け直しをされても受給停止にはなりません。

○機構へ貸し付けた農地の固定資産税の軽減(平成28年度から)

所有する全農地(10アール未満の自作地は、残せます)を、新たに、まとめて、機構へ10年以上貸し付けた場合、その農地の固定資産税が「1/2に軽減」されます。

貸付希望者(出し手)の登録について



登録方法

登録時期は通年です。市町農政担当課で相談のうえ、手続きとなります。

必要書類

登録を希望される農用地等の「固定資産台帳課税明細書の写し又は農地台帳の写し」

申し込みは、農用地等の情報の登録です。直ちに機構が借受けるものではありませんので、ご注意ください。

〈表〉

公募様式3

貸付希望農用地等の機構への登録申請書

市町農政担当課 様

申込日 平成 年 月 日

市町への提出日を記入してください。

フリガナ	ノウチ ハナコ	フリガナ	ノウチ ジロウ
氏名	農地 花子	連絡のつくご家族名	農地 次郎
〒	〇〇〇-△△△△	〒	△△△-〇〇〇〇
住所	山口市〇〇〇1010番地	住所	山口市〇〇2丁目2-22
本人TEL	(083)-***-****	TEL	(083)-***-****
携帯	090-***-****	携帯	080-***-****

以下の事項を承諾の上、次の農用地等の貸付を希望したいので申し上げます。

- 貸付希望農用地等 裏面のとおりに
- 農用地等の貸し付けに際しての意向
 - 農地の利用方法について
 - 制約をつけない
 - 制約をつけたい ()
 - 貸し付け契約期間について
 - 10年(原則)
 - 具体的な希望がある ()
 - 賃料について
 - 地域の標準賃料
 - 使用貸借(0円)でもよい
 - 具体的な希望がある ()
- この申請書で登録できる農地は、農業振興地域内の農用地等に限りません。
- 市町において再生不能と判定された遊休農用地等は申し込むことができません。
- 山口県農地中間管理機構(以下「機構」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。

該当する項目にチェックしてください。

〈裏〉

貸付希望農用地等

番号	農用地等の所在地				貸付希望条件					
	市町名	大字	字	地番	登記面積 ㎡	取扱面積 ㎡	登記地目 田・畑	現況地目 田・畑	賃料 有・無	希望賃料 円
1	山口市	阿東〇〇	△△△	1234	600.00	550.00	田	田	無	
2	山口市	阿東〇〇	△△△	1235	601.00	551.00	田	田	無	
3										
4										

裏面には、農用地等の所在地及び状況、相続状況等について、ご記入してください。

「貸付希望者、借受希望者」の各申請様式入手方法は山口県農地中間管理機構のホームページ上の様式を出力されるか、貸借希望地のある市町の農政担当課又は各支所で入手してください。申請書の提出先は、前述の各市町農政担当課等へ郵送又は持参してください。

借受希望者(受け手)の募集(公募)について



募集方法

農地の借受希望申込書に必要事項を記載して、希望する地域の市町農政担当課へ持参又は郵送で応募して下さい。複数の市町で希望される場合は、それぞれの市町へ提出してください。

※ 公募により機構が登録した者については、インターネットにより公表します。

募集期間

通年

公募様式4号

農用地等借受希望申込書

申込年月日 平成 年 月 日

1 借受希望者の概要

(1) 氏名 (法人名・代表者名)	(ふりがな) きこう たろう 機構 太郎			市町への提出日を記入してください。				
(2) 住所 (法人所在地)	〒 〇〇〇-△△△△ 山口市〇〇〇二丁目22番地							
(3) 連絡先 (電話番号、FAX番号)	TEL : (083) -****-**** 携帯電話番号 : 090-****-**** FAX : (083) -****-****							
(4) 現在の経営形態等 (該当するものに○をつけて下さい。)	1 認定農業者 (年度内認定見込み者含む) ② 認定新規就農者 (年度内認定見込み者含む) 3 基本構想水準到達者 4 「人・農地プラン」の中心経営体 5 水田フル活用ビジョンの担い手 6 市町の推薦者							
(5) 人・農地プラン	人・農地プラン名 (〇〇プラン)							
(5) 現在の経営状況、主な栽培品目	経営状況	所有地 (a)	50	借受地 (a)	200	農作業受託 (a)		
	主な栽培品目	主な品目①	水稻	主な品目②	麦	主な品目③	大豆	
(6) 農業従事年数 (法人にあっては設立年月を記載)	面積 (a)			150	面積 (a)	50	面積 (a)	50
	(6) 農業従事年数			2 年 月				

※人・農地プラン名については、(4)の4に限らず1から5の者も担い手の位置づけのあるプラン名を記載(複数の地域で位置づけがあれば全て記載)

2 借受希望農用地等の内容

整理番号	市町	区域	希望地区	公募区域内外の別	種別	面積※1	ほ場条件	借受希望期間※2	作付け予定作物	借受理由
1	山口市	全域	〇〇	① 公募区域内の農業者 ② 公募区域外の農業者	① 田 ② 畑 ③ 樹園地 ④ 農業用施設用地(転用を伴わない) ⑤ その他	2,000	1 ほ場整備済み 2 ほ場整備未整備 ③ どちらでも良い	10	水稻	① 規模拡大 ② 農地の集約 ③ 新規就農 ④ その他(理由)
2	山口市	全域	△△	① 公募区域内の農業者 ② 公募区域外の農業者	① 田 ② 畑 ③ 樹園地 ④ 農業用施設用地(転用を伴わない) ⑤ その他	2,000	1 ほ場整備済み 2 ほ場整備未整備 ③ どちらでも良い	10	水稻	① 規模拡大 ② 農地の集約 ③ 新規就農 ④ その他(理由)
3				1 公募区域内の農業者 2 公募区域外の農業者	① 田 ② 畑 ③ 樹園地 ④ 農業用施設用地(転用を伴わない) ⑤ その他		1 ほ場整備済み 2 ほ場整備未整備 3 どちらでも良い			① 規模拡大 ② 農地の集約 ③ 新規就農 ④ その他(理由)

※1 農業経営に必要な目標面積を記載してください。

※2 農地中間管理機構からの農用地等の貸付期間は原則10年以上となります。

3 その他(要望事項)

(その他希望事項があれば記入してください。例:有機農業を希望、〇〇集落を希望等)

※(確認事項)上記記載のうち、下記事項については、(公財)やまぐち農林振興公社のホームページ上で公表します。

- ① 氏名、名称
- ② 希望地域内の農業者、希望地域外の農業者の別
- ③ 借受希望農用地等の種別、面積
- ④ 借り受けた農用地等に作付けする予定作物

必ずチェックしてください。

登録の自動更新希望

希望する 希望しない

記載事項の公表について

同意する

※(留意事項) 情報提供・山口県公報について

申込書に記載いただいた情報は、農用地の貸付業務に活用する他、新規就農者の農業経営指導等のために「やまぐち就農支援塾」や行政機関に情報提供する場合があります。

公社が借受希望者に農用地等を貸し付けるために、山口県が行う農用地利用配分計画の公表手続きにあたっては、法令に基づき借受希望者の住所、氏名および借受希望農用地等が山口県ホームページで公表されますのでご承知ください。

※契約期間中は毎年「機構事業を利用している農地」の利用状況を機構に報告いただきます。報告様式は毎年機構からお届けします。

市・町のお問い合わせ担当窓口

市町	担当窓口	T E L
下関市	農林水産振興部 農業振興課	083-231-1250
	菊川総合支所 農林課	083-287-4008
	豊田総合支所 農林課	083-766-2755
	豊浦総合支所 農林水産課	083-772-4030
	豊北総合支所 農林水産課	083-782-1926
宇部市	楠庁舎 農林振興課	0836-67-2822
山口市	山口総合支所 農林政策課	083-934-2891
	阿東総合支所 阿東農林振興事務所	083-956-0982
	徳地総合支所 徳地農林振興事務所	0835-52-1115
	小郡総合支所 南部農林振興事務所	083-973-2457
萩市	農林水産部 農林振興課	0838-25-4192
	川上総合事務所 産業振興部門	0838-54-2121
	旭総合事務所 産業振興部門	0838-55-0213
	むつみ総合事務所 産業振興部門	08388-6-0211
	福栄総合事務所 産業振興部門	0838-52-0121
	田万川総合事務所 産業振興部門	08387-2-0300
	須佐総合事務所 産業振興部門	08387-6-2219
	防府市	産業振興部 農林水産振興課
下松市	下松市役所 農林水産課	0833-45-1844
岩国市	岩国市役所 農林振興課	0827-29-5113
	由宇総合支所 農林建設課	0827-63-1114
	玖珂総合支所 農林建設課	0827-82-0582
	周東総合支所 農林建設課	0827-84-1117

市町	担当窓口	T E L
岩国市	錦総合支所 農林建設課	0827-72-2116
	美和総合支所 農林建設課	0827-96-1112
光市	光市役所 農業耕地課	0833-72-1400(代)
長門市	長門市役所 一市一農場推進室	0837-37-2113
	長門市役所(長門地区) 農林課	0837-23-1237
	日置支所(日置地区) 総合窓口課	0837-37-2182
	油谷支所(油谷地区) 総合窓口課	0837-32-1198
柳井市	三隅支所(三隅地区) 総合窓口課	0837-43-0080
	柳井市役所 農林水産課	0820-22-2111(代)
美祢市	美祢市建設経済部 農林課	0837-52-1115
	美東総合支所 建設経済課	08396-2-5006
	秋芳総合支所 建設経済課	0837-62-1903
周南市	周南市役所 農林課	0834-22-8356
	新南陽総合支所 地域政策課	0834-61-4108
	熊毛総合支所 産業土木課	0833-92-0014
	鹿野総合支所 産業土木課	0834-68-2335
山陽小野田市	山陽小野田市役所 農林水産課	0836-82-1152
周防大島町	久賀庁舎 農林課	0820-79-1002
上関町	上関町役場 産業観光課	0820-62-0360
田布施町	田布施町役場 経済課	0820-52-5805
平生町	平生町役場 経済課	0820-56-7117
阿武町	阿武町役場 経済課	08388-2-3114

県農林事務所・市町・農業委員会・JA等関係機関と
連携をとりながら進めています。

山口県農地中間管理機構

(公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部)

〒753-0821 山口市葵二丁目5-69

TEL 083-924-0067 FAX 083-924-5719

山口県農地中間管理機構

検索